

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることもなく、精神的、経済的苦痛をしいられている。

「刑事裁判は、社会秩序維持を護るためにあるので、被害者のためにあるのではない。」という、1990年の最高裁判所判決が、我が国の犯罪被害者が置かれている立場を明確にしている。

この一方で加害者に対しては、逮捕以後、医療費や食料費、生活管理費等から国選弁護報酬費まで、高額な公費を国が負担している。

このように一方的に「加害者の人権」だけが保護される不公平な扱いを是正し、国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の保障や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務である。

よって、政府においては、犯罪被害者のための刑事司法を実現し、犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設し、また、犯罪被害者が裁判のなかで民事上の損害回復ができる制度を確立することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2004年(平成16年度)6月30日

高砂市議会